

30 答申第6号
平成30年10月26日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武藤 知之

答 申 書

平成30年9月21日付け30税市第333号による諮問事項について、下記のとおり
答申する。

記

個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る
税務情報（軽自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無）の提供を福岡県に対しオンラ
イン結合等により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条
例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民税課】

【市民文化部資産税課】

1 審議会の結論

個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る
税務情報（軽自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無）の提供を福岡県に対しオンラ
イン結合等により行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害す
るおそれはない。

2 実施機関による説明

久留米市は、毎年8月頃に地方税法（以下「法」という。）第20条の11の規定により、
福岡県（以下「県」という。）から個人県民税の納税義務者に係る個人情報の提供を求めら
れており、県へ紙媒体により税務情報の提供を行っていたところ、県がより円滑に滞納整
理を行えるよう、平成29年度から電子データでの提供を開始した。現在提供している情
報は主に滞納者の所得に関する項目であるが、今回滞納者の財産に関する情報である「軽
自動車の所有の有無」「固定資産の所有の有無」を追加しての提供を求められている。所得
に関する情報に加え、差押えのできる可能性がある財産の情報を得ることで、県はより確
実に債権の保全を図ることができる。

県に提供している県民税の滞納者の情報は、毎年約5,000件にのぼり、紙媒体で出力した税務情報をパソコンに入力する場合、入力誤り等の人為的なミスを誘発する可能性が高く、情報の正確性を確保できない可能性がある。県が適切に債権の保全を図るためには、このような人為的なミスを極限まで減らすことが必要であるから、オンライン結合等を行うことには公益上の理由がある。

提供方法は、インターネットから切り離された総合行政ネットワーク（LGWAN）のメール機能を使用するため、高度なセキュリティが確保されている。また、提供先である県においては、今回提供する個人情報について、福岡県個人情報保護条例に加え、電子データの運用管理者や管理方法について規定されている電子データ取扱要領に従い、管理、利用することとなるため、当該オンライン結合等により個人の権利利益が侵害されるおそれはない。

3 審議会の判断

福岡県に対しオンライン結合等により個人情報を提供することは、福岡県が税務情報を正確に把握するために必要であるとする実施機関の説明は妥当である。

また、情報提供はインターネットとは異なるLGWAN回線を使用して行い、提供された情報の管理及び利用は福岡県個人情報保護条例及び電子データ取扱要領に従ってなされるため、個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断する。

よって、冒頭のとおり結論付ける。